

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 7 日

公益社団法人全国保育サービス協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した企業
主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業（通常
分）の特例措置の延長等について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に
おけるベビーシッター派遣事業（通常分）に係る特例措置については、「新型コロナウイルス感染
症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の取扱い等
について」（令和2年3月5日付け府子本第196号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）におい
てお示したところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」
（令和2年4月7日閣議決定）において、4月以降も一部地域において小学校等の臨時休業等が行
われる可能性があることを踏まえて、特例措置を延長することとされたところであり、これについ
て下記のとおり取扱うことといたしました。ついては、内容について御了知の上、適切な周知をお
願いいたします。

なお、個人で就業している人についても、同様の取扱いとすることとしており、特例措置の詳細
については追ってお示しすることといたします。

記

1. 割引券の使用枚数の上限について

割引券は、1日対象児童1人につき1枚、1家庭につき1か月当たり24枚まで使用できるものと
されているところ、新型コロナウイルス感染症対策のため小学校等において臨時休業等が行われる
こと等を踏まえた特例措置として、対象者に関しては、当分の間、1日対象児童1人につき5枚使
用できることとし、かつ、1家庭につき1か月当たり120枚まで使用できることとすること。また、
割引券の使用は通常1年間に280枚までとされているところ、上記の場合においては、280枚を超
えて使用できることとすること。

なお、割引券の対象サービスの範囲については従前のおりとし、利用料金が1回につき使用枚
数×2,200円以上のサービスを対象とすること等に注意すること。

2. 割引券の記載内容について

割引券の記載内容を変更し、臨時休業等の事由を記載することを検討していること。

3. 割引券交付前の取扱いについて

当面の間、4月1日以降に、割引券の交付前に割引券を使用せずにベビーシッターサービスを利用した場合については、一度利用者に利用料を全額お支払いいただくことになるが、割引券の交付後にベビーシッター事業者に割引券を提出いただくことにより、割引額の返還を受けることができることとすること。また、その際の利用分については領収書を保管しておくこと。

以上

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室財政第1係

03-5253-2111 (内線38484)